

## 健康保険取扱いについて

### 鍼灸治療

- 医師の同意書または診断書が必要です。
- 対象疾患は  
神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症  
その他上記以外の慢性の痛みがあるものに対しての施術が対象です。
- 同一疾病名での医療機関との併用治療はできません。

### マッサージ治療

- 医師の同意書が必要です。
- 対象疾患は病名に関係なく筋麻痺・関節拘縮等があるもの。  
脳血管障害後遺症・パーキンソン病・リウマチ・脊髄損傷後遺症等
- 同一疾病名での医療機関との併用治療ができます。

### 鍼灸・マッサージの往療治療

- 健康保険対象疾患で、歩行困難等（身体的正当な理由により通院ができない）で療養されている方は、往療治療を受けることができます。

生活保護医療・労災保険・自賠責保険による鍼灸マッサージ治療が受けられます。

※ 鍼灸マッサージの保険取扱いについては、かかりつけの治療院または、これからかかるうとする治療院にてご相談下さい。